

固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市・都民税

納税通知書を順次発送

市は、平成28年度の固定資産税・都市計画税と軽自動車税、市・都民税の納税通知書を順次発送しています。期限内の納付にご協力をお願いします。



固定資産税都市計画税届かない方はご連絡を

平成28年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月2日に発送しました。納税通知書が届かない方はご連絡ください。納付は、納期限（左表）までにお願います。

問課税課 土地係・内線1215
▽家屋係・内線1222
▽償却資産係・内線1228

改修を行った住宅は固定資産税の減額を受けられる場合があります

耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事を行った住宅は、工事完了翌年度の固定資産税が減額される場合があります。いずれの場合も要件がありますので、くわしくは市ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

問課税課家屋係・内線1222

軽自動車税納期限は5月31日です

平成28年度の軽自動車税の納税通知書を5月11日（水）に発送します。納期限は5月31日（火）です。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。平成28年4月2日以降に廃車手続きしても、平成28年度の税は納めなければなりませんのでご注意ください。また、▼車体を処分したとき▼下取りに出したり、譲渡したりしたとき▼盗難に遭ったとき▼市外へ転出したときは、すぐに廃車または変更の手続きをしてください。

なお、各種軽自動車税は、平成28年度から税額が変更となりました。くわしくは納税通知書に同封の軽自動車税のしおりをご覧ください。

問課税課諸税係・内線1200

軽自動車税減免申請は5月31日までに

次の①～③のいずれかの条件に該当する軽自動車などの所有者は、税の減免を受けることができます。

①身体や精神に障害のある方、またはその障害者と生計を同じくする方（同居または近隣2キロメートル以内に居住）が所有し、障害者本人または生計を同じくする方が運転する軽自動車

など②世帯員全員が障害者である世帯の方が所有し、その世帯の方を常時介護する方が運転する軽自動車など③車両の構造が、障害者用である軽自動車など

なお、①②は、複数の自動車を所有している場合、1台に限り減免の対象となります。該当となる障害区分や級別など、くわしくはお問い合わせください。

●減免の手続きと申請期間 納税通知書と印鑑、運転者の運転免許証（コピー可）、障害の状況を確認できるもの（障害者手帳など）を持って、5月31日（火）までに課税課諸税係（市役所1階35番窓口）へ申請してください。

問課税課諸税係・内線1200

市・都民税

平成28年度の市・都民税の納税通知書を次の通り発送します。

▼給与からの特別徴収（天引き）の方 5月11日（水）に給与支払い者（会社等）に発送します。給与所得者の方は、給与支払い者から税額の通知書が渡されます。

▼普通徴収・公的年金からの特別徴収（天引き）の方 6月7日（火）に自営業者や年金受給者の方などに発送します。

問課税課市民税係・内線1206

納税は口座振替に

市税の納付には口座振替が便利です。ご指定の金融機関から

納期限ごとに振替されるので、納め忘れがなく、納付場所に出掛ける必要ありません。

これからの申し込みは、平成28年度第2期から口座振替開始となります。ご希望の方は、納税通知書に同封の口座振替依頼書に必要事項を書いて、左表の期日（必着）までに郵送（切手不要）で収納課へお送りください。

第1期の口座振替は申し込みを締め切りましたので、納税通知書に同封の納付書で納付してください。

口座振替の申込期限など

税目	納税通知書 発送日	第2期からの口座 振替申込期限
固定資産税	5月2日（月）	6月17日（金） 到着分まで
市・都民税 （普通徴収）	6月7日（火）	7月15日（金） 到着分まで

軽自動車税の口座振替をご希望の方には申込書を郵送しますのでご連絡ください。なお、振替は平成29年度からになります。

問収納課管理係・内線1240

自動車税（都税）納期限は5月31日です

自動車税は、毎年4月1日現在、車検証に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

平成28年度の自動車税納税通知書は、5月2日に発送しました。納期限は5月31日（火）です。

●納付方法 金融機関、郵便局、市の窓口をはじめ、指定のコンビニエンスストアなどで納付できます。なお、市窓口での

納付受付は平成28年度で終了します。

問立川都税事務所 ☎（523）3171

平成28年度課税・非課税証明書を発行

6月7日（火）から、平成28年度課税・非課税証明書を発行します（給与からの特別徴収（天引き）のみの方は、5月11日（水）から発行します）。証明書の発行を希望する方は、本人確認のため運転免許証などをお持ちください。

問課税課諸税係・内線1200

固定資産税償却資産の申告はお済みですか

法人や個人で工場や商店、不動産賃貸業などを営んでいる場合、所有している事業用資産（構築物、機械、器具、備品など）には、償却資産として固定資産税が課せられます。

この固定資産税は地方税法により、申告による納付が義務付けられています。市内で事業を営んでいる方は、税務署だけでなく、市にも申告が必要です（左図参照）。未申告の方は、至急ご申告ください。くわしくはお問い合わせいただくか、税理士等にご相談ください。また、市ホームページ「平成28年度固定資産税（償却資産）の手引き」もご覧ください。

●適正な賦課と未申告の解消に取り組んでいます 市は、税務署と連携して申告内容を確認し、訪問催告を行っています。申告漏れや未申告の方には、地方税法に基づきさかのぼって課税します。また、申告する必要のある方が申告しない場合や偽りの申告をした場合は、地方税法等により罰金が科されることもあります。

問課税課償却資産係・内線1228

市内で事業を営んでいる個人・法人

▷償却資産の例＝屋外給排水設備、外構、駐車場舗装、エアコン、パソコン、テナント資産など、減価償却費に計上されるもの（建物本体、自動車等を除く）

市役所と税務署に申告が必要です

市役所への提出書類

固定資産税償却資産申告書
（市ホームページからダウンロードできます）

申告期限

毎年1月31日まで

税務署への提出書類

▷個人＝所得税青色申告決算書（一般用・不動産所得用等）
▷法人＝事業年度分の確定申告書

申告期間

毎年2月中旬～3月中旬

※申告期限は過ぎていますが、申告は随時受け付けています。
※eLTAX（地方税電子申告）もご利用ください。